

平成 18 年 9 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 カワサキ
代表者名 代表取締役社長 川 崎 治
(コード番号 3045 大証第二部)
問合せ先 取締役管理部長 大 下 実
TEL : (072) - 439 - 8011

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

平成 18 年 9 月 13 日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

(内部統制システム構築の基本方針)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、すべての取締役、監査役及び使用人が、法令を遵守し公正で高い倫理観による企業活動を行うことを徹底する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令及び定款を遵守するとともに「取締役会規程」、「監査役規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の関連規程のもとに、その役割及び責任を明確にする。取締役及び使用人は、全社、各部門、及びグループ会社の単位で、これらの関連規程に服することを徹底する。
- ②取締役及び使用人が、法令、定款又は関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査役・取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化する。
- ③内部監査室は、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報については、法令並びに社内規程の「文書管理規程」に基づき適切に保存管理し、取締役、監査役がこれらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれの担当部署において、業務執行に係る種々のリスクの評価・識別・監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を整備する。

- ① 取締役営業本部長及び営業担当取締役は、社内規程の「与信管理規程」を充実整備し運用する。
- ② 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生又は発生が予測される場合は、当該担当取締役は、直ちに代表取締役に報告する。代表取締役は必要に応じ代表取締役を対策本部長とし、取締役営業本部長及び管理担当取締役を副本部長とする「リスク対策本部」設置すると共に、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーに相談し、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。
- ③ 内部監査室は、各部門におけるリスク管理状況も監査し、その結果を代表取締役に報告する体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役の職務執行権限と責任を明確にし、取締役会において取締役の業務執行状況の監督を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、幹部社員で構成する経営会議において業務執行責任を明確にする体制とする。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の連結子会社については「関係会社管理規程」に基づき管理・監督・指導を行い連結子会社のガバナンスが確保できる体制とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人をおくものとする。

なお、監査役の職務を補助する使用人の人事異動及び評価については監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を求めるほか情報の交換を行う。また前記に係らず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ② 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて内部監査室に調査を求める。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的に、情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に説明・報告を求める。

以上